

千葉県 の 監査

- 平成 23 年度版 -

千葉県 監査 委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については平成23年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については平成22年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査については概ね平成23年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

千葉県監査 - 平成 23 年度 - 目次

第 1 監査等の概要

1 平成 23 年度監査等の基本方針	1
2 平成 23 年度に実施した監査等の対象	1

第 2 監査等の結果

定期監査	3
随時監査	6
行政監査	7
財政的援助団体等監査	8
例月出納検査	9
決算審査	10
基金運用状況審査	21
健全化判断比率等審査	22
住民監査請求	24
外部監査	25

【資料】

1 平成 23 年度監査における監査委員	26
2 平成 23 年度監査計画	27

(計画期間：23年9月～24年8月)

第 1 監査等の概要

1 平成 23 年度監査等の基本方針

平成 23 年度の監査は、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を上げているかなど、より一層、県民の視点に立った監査を行うため、次の方針に基づき実施した。

- (1) 事務事業や予算の執行について、合规性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証する。
- (2) 監査の実施に当たっては、外部監査及び行政監査の結果に留意するとともに、監査対象機関において内部けん制体制が十分機能しているか検証する。
- (3) 監査の実効性を確保するため、監査結果に基づく必要な改善措置が適切に講じられているか把握、確認する。
- (4) 監査結果等の情報をより分かりやすく公表する。

2 平成 23 年度に実施した監査等の対象

平成 23 年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は次のとおりである。

区分	内 容	監査対象機関等
定期監査	平成 23 年度の会計において、県の財務に関する事務その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、及び経営に係る事業管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の本庁、出先機関(各種委員会等を含む)の全て、482 機関
随時監査	財務に関する事務のうち、これまでの監査において不適正な経理処理が認められた科目を中心に、物品購入の事務処理や管理が適正に行われているか、内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかについて監査した。	県の出先機関のうち 43 機関
行政監査	平成 23 年度は、「試験研究機関における高額機器の導入及び活用状況について」をテーマに実施した。	県の試験研究機関(出先機関)7 機関
財政的援助団体等監査	県が財政的援助、出資若しくは支払保証を与えている団体及び県が受益権を有する不動産信託の受託者又は公の施設に係る指定管理者に対し、平成 22 年度の会計において当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の出資率が 25% 以上かつ事業規模 1 千万円以上の出資団体、県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校、県の補助金が 5 千万円以上の団体及び指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者、87 団体等のうち 39 団体等
例月出納検査	毎月の収入又は支出が適正かつ円滑に行われているかを中心とし、現金の出納の状況について総括的に検査した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金の出納

区分	内 容	監査対象機関等
決算審査	平成23年度の会計に係る決算書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営活動は経済性を発揮しているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
基金運用状況審査	特定目的のために定額の資金を運用するために設けた基金について、その運用が適正に行われているかを審査した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断比率等審査	平成23年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定が適正に行われているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
住民監査請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行った。	監査実施件数： 1件

【注】監査等の結果における「指摘事項」等の区分について

区 分		内 容
監査・検査	指摘事項	法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
監査・検査	注意事項	法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
監査	指導事項	事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合
審査	改善すべき事項	指摘事項に準ずる。
審査	留意すべき事項	注意事項に準ずる。

* 上記のほか、意見を付すことがある。

第2 監査等の結果

定期監査

1 監査の実施状況

(1) 平成23年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業(地方自治法第199条第2項に規定する事務を含む。)について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点を主眼に実施した。

また、監査を効果的に実施するため、普通会計及び企業会計それぞれ課題となっている次の事項に重点を置いて実施した。

ア 普通会計

(ア)適正な経理処理の徹底・浸透について

- ・需用費等の執行について
- ・内部けん制体制について

(イ)収入未済について

(ウ)公共事業の執行について

イ 企業会計

(ア)適正な経理処理の徹底・浸透について

- ・備消耗品費等の執行について
- ・内部けん制体制について

(イ)契約事務について

(ウ)工事の執行について

(2) 監査の実施時期

平成23年9月から平成24年8月

(3) 監査対象は平成23年度の会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、平成23年4月1日現在の482機関の全てとした。

区 分		監査計画数	監 査 実 施 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普通会計	本 庁	100	100	0	100
	出先機関	340	157	183	340
	計	440	257	183	440
企業会計	本 庁	16	16	0	16
	出先機関	26	19	7	26
	計	42	35	7	42
合 計	本 庁	116	115	0	116
	出先機関	366	176	190	366
	計	482	292	190	482

2 指摘事項等の件数

区 分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	100	4	13	18	4
	出先機関	340	7	29	77	0
	計	440	11	42	95	4
企業会計	本 庁	16	2	2	1	1
	出先機関	26	1	7	16	0
	計	42	3	9	17	1
合 計	本 庁	116	6	15	19	5
	出先機関	366	8	36	93	0
	計	482	14	51	112	5

3 指摘事項・注意事項・意見の概要

(1) 指摘事項

(普通会計)11件

番号	項 目	件数
1	調定が遅延していた事例について、適正な事務手続を求めたもの	7
2	調定が遅延及び欠落していた事例について、適正な事務手続きを求めたもの	2
3	平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、解消されていないので、適正な処理を求めたもの	1
4	特別会計母子寡婦福祉資金における収入未済について、早期の解消を求めたもの	1

(企業会計)3件

番号	項 目	件数
1	平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、県全体として、解消されていないので、適正な処理を求めたもの	2
2	調定の欠落及び不適正な債権管理に対し、適正な処理を求めたもの	1

(2) 注意事項

(普通会計) 42件

番号	項目	件数
1	雑入等について、収入未済の解消を求めたもの	17
2	支出負担行為について、適正な事務手続を求めたもの	8
3	個人情報を紛失した事例について、適正な情報の管理を求めたもの	2
4	東日本大震災の発生に伴う応急業務の精算事務手続が不適切であった事例について、適切な対策を求めたもの	2
5	賃金の過払いについて、適正な事務手続を求めたもの	2
6	調定が遅延していた事例について、適正な事務手続を求めたもの	2
7	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
8	需用費の過払いに係るもの	1
9	県税について、徴収率の向上を求めたもの	1
10	一時保護所の管理体制が万全にとられていなかったことから、保護されている児童が略取された事件について、再発防止に向けた対策を求めたもの	1
11	調定が欠落した事例について、適正な事務手続を求めたもの	1
12	立替払等により過年度支出処理が発生した事例について、適正な事務手続及び内部けん制機能の強化等を求めたもの	1
13	延滞利子の取扱いについて、適切な債権管理を求めたもの	1
14	所管する浄化槽について、適正な維持管理を求めたもの	1

(企業会計) 9件

番号	項目	件数
1	債権管理に対し、適正な処理を求めたもの	1
2	派遣業務に対し、適切な就業を求めたもの	1
3	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
4	土地等貸付料の減免に対し、適正な対応を求めたもの	1
5	借入金の返済について、適切な処理を求めたもの	1
6	予算執行について、適正な事務処理を求めたもの	1
7	調定事務について、適正な事務処理を求めたもの	1
8	支払事務について、適正な事務処理を求めたもの	1
9	未収金について、適切な処理を求めたもの	1

(3) 意見

(普通会計) 4件

番号	項 目	件数
1	基金を有効活用し、効果的な事業の推進を図ることを求めたもの	3
2	特別会計母子寡婦福祉資金における収入未済について、解消に向けた検討を行うことを求めたもの	1

(企業会計) 1件

番号	項 目	件数
1	収入・支出事務について、適正な処理を求めたもの	1

随時監査

1 随時監査の実施状況

- (1) 随時監査は、地方自治法第199条第5項の規定により、財務に関する事務のうち、これまでの監査において不適正な経理処理が認められた科目を中心とした次の科目の経理事務について、物品購入等の事務処理や管理が適正に行われているか、内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかを主眼に実施した。

ア 普通会計 需用費 役務費 備品購入費 賃金
使用料及び賃借料 旅費(宿泊を伴うもの)

- (2) 監査の実施時期

平成23年12月21日

- (3) 監査実施機関

普通会計 43機関(出先機関)

2 指摘事項等の件数

区分	監査実施数	指摘等の件数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	43	0	0	1	0

1 行政監査の実施状況

- (1) 行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、県が行っている事務が法令、条例に定めるところに従い適正に執行されているかどうか、また、正確性、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかどうか、について監査を行うものであり、平成23年度は次のテーマにより実施した。

監査のテーマ：「試験研究機関における高額機器の導入及び活用状況について」

(2) 監査の実施時期

平成23年11月から平成24年3月

- (3) 試験研究機関が保有している高額機器について、その購入方法、管理方法、利用状況や機器の更新計画等について調査し、併せて、試験研究機関における研究活動が効果的・効率的に行われているかなどについて監査を実施した。

2 監査の結果

監査の結果、各機関において試験研究機器の取得、管理及び処分等について、千葉県財務規則等に基づきおおむね適正に行われていたが、より一層の管理の適正化、有効活用が求められていることから、次の事項について意見を付した。

【意見の概要】

- (1) 所有する物品について定期的に現物確認を実施する必要がある。
- (2) 保有する機器の保管場所や状態について、個人的な管理に任せず組織的に把握する必要がある。
- (3) 適切な管理を徹底する必要がある。
- (4) 保守点検等の必要性を十分検討したうえで、必要な予算の確保に努める必要がある。
- (5) 部品交換や保守点検等を含めたリース契約の導入について検討する必要がある。
- (6) 不用品の適切な処分と事務所スペースの有効活用について検討する必要がある。

財政的援助団体等監査

1 監査の実施状況

(1) 平成22年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については消耗品費等の物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、さらに、県等からの受託の状況を把握し、それに基づく再委託契約が適正であるかを重点において実施した。

(2) 監査の実施時期

平成23年10月から平成24年3月

(3) 監査対象は平成22年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体等は、県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資団体 県の補助金が3億円以上の私立高等学校 県の補助金が5千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く) 指定管理料が5千万円以上の指定管理者(市町村及び出資法人を除く)とし、そのうち39団体について監査した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体等の数		
		実地監査	書面監査	計
出資団体	36	17	6	23
補助金交付 私立高等学校	22	2	6	8
その他の援助 (補助)団体	15	4	0	4
指定管理者	14	4	0	4
計	87	27	12	39

計画では、40団体の監査を予定していたが、1団体は出資を返還し出資率0%となったため監査を実施しなかった。

2 指摘事項等の件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資団体	23	3	4	11	0
補助金交付 私立高等学校	8	0	0	5	0
その他の援助 (補助)団体	4	0	0	0	0
指定管理者	4	0	0	1	0
計	39	3	4	17	0

3 指摘事項・注意事項の概要

(1) 指摘事項

(出資団体) 3件

番号	項 目	件数
1	経営の改善を求めたもの	2
2	事業の改善を求めたもの	1

(2) 注意事項

(出資団体) 4件

番号	項 目	件数
1	未収金の早期回収を求めたもの	2
2	経営の改善を求めたもの	1
3	契約事務について、適正な事務手続きを求めたもの	1

例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回(実地検査1回、書面検査11回)実施し、いずれも適正であることを確認した。

決算審査

1 会計管理者所管の会計

(1) 審査の対象

平成23年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

平成23年度 千葉県一般会計
平成23年度 千葉県特別会計財政調整基金
平成23年度 千葉県特別会計県債管理事業
平成23年度 千葉県特別会計地方消費税清算
平成23年度 千葉県特別会計自動車税証紙
平成23年度 千葉県特別会計市町村振興資金
平成23年度 千葉県特別会計公営競技事業
平成23年度 千葉県特別会計母子寡婦福祉資金
平成23年度 千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業
平成23年度 千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業
平成23年度 千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金
平成23年度 千葉県特別会計就農支援資金
平成23年度 千葉県特別会計営林事業
平成23年度 千葉県特別会計林業・木材産業改善資金
平成23年度 千葉県特別会計沿岸漁業改善資金
平成23年度 千葉県特別会計流域下水道事業
平成23年度 千葉県特別会計港湾整備事業
平成23年度 千葉県特別会計土地区画整理事業
平成23年度 千葉県特別会計奨学資金

(2) 審査の手続

平成23年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨ののっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているか、不適正な経理処理は行われていないか、などの諸点に留意するとともに、平成22年4月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、関係諸帳簿、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

各会計の決算については、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、決算に関する計数はいずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行については、一部に改善すべき事項等が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

なお、平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金は未だ解消されていないが、平成23年度においては、需用費等に係る不適正な経理処理は認められなかった。

イ 審査の意見

(ア) 決算の状況

a 決算総額

平成23年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して514億7,308万余円(2.2パーセント)増加し、2兆3,518億2,703万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して480億3,614万余円(2.1パーセント)増加し、2兆3,259億7,302万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で56億8,761万余円、特別会計では81億3,000万余円の黒字となっている。

b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して901億964万余円(5.7パーセント)増加し、1兆6,821億2,855万余円となった。

(a) 県税収入については、個人の収入金額の減少に伴い個人県民税が減少し、また、地方消費税が消費の低迷により減少したことなどから、前年度と比較して115億6,190万余円(1.8パーセント)減少し、6,252億4,065万余円となった。

(b) 地方交付税については、東日本大震災の復旧・復興経費に対して特別交付税が増額されたことから、前年度と比較して227億6,150万余円(13.4パーセント)増加し、1,932億4,004万余円となった。

なお、地方交付税のうち普通交付税は、前年度と比較して5億2,733万余円(0.3パーセント)増加し、1,697億6,934万余円となっており、臨時財政対策債¹⁾を含む実質的な普通交付税は、前年度と比較して195億4,576万余円(5.3パーセント)減少し、3,499億8,314万余円となっている。

(c) 国庫支出金については、東日本大震災の災害復旧費国庫負担金等が増加したことなどから、前年度と比較して88億5,748万余円(4.7パーセント)増加し、1,955億5,097万余円となった。

(d) 繰入金については、東日本大震災の復旧・復興経費の財源として、公共施設整備基金やみどりの基金等を廃止し、一般会計に繰り入れたことなどから、前年度と比較して356億9,447万余円(88.9パーセント)増加し、758億6,373万余円となった。

(e) 諸収入については、東日本大震災により被災した中小企業等の資金繰りを支援するため増額した中小企業振興資金貸付金の返還金が増加したことから、前年度と比較して334億2,730万余円(17.6パーセント)増加し、2,238億7,356万余円となった。

(f) 県債については、臨時財政対策債の大幅な減などにより、前年度と比較して113億1,522万余円(4.4パーセント)減少し、2,474億7,528万余円となった。

なお、一般会計の平成23年度末県債残高は、前年度末と比べ5.5パーセント増の3兆246億7,100万余円となっている。

(g) 収入未済額については、前年度より8億5,574万余円減少し、平成23年度末現在は360億4,855万余円となっている。

収入未済の主なものは、県税が前年度と比較して7億1,761万余円(2.1パーセント)減少しているものの、336億8,891万余円であり、その大半を占めている。

c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して871億9,600万余円(5.5パーセント)増加し、1兆6,647億5,465万余円となった。

性質別の歳出決算額の主な増減は、

(a) 人件費については、人事委員会勧告に基づく給与改定を行ったことなどにより、前年度と比較して69億6,389万余円(1.2パーセント)減少し、5,924億2,488万余円となった。

(b) 扶助費については、生活保護費や児童保護措置費などの社会保障関係経費が増加したことなどにより、前年度と比較して36億9,106万余円(12.3パーセント)増加し、337億373万余円となった。

(c) 普通建設事業費については、補助事業が医療施設耐震化事業等が増加し、単独事業が特別養護老人ホーム整備費補助等が増加したことなどにより、前年度と比較して164億3,117万余円(12.0パーセント)増加し、1,534億22万余円となった。

(d) 災害復旧事業費については、東日本大震災に伴い、前年度と比較して110億170万余円(3,857.9パーセント)増加し、112億8,688万余円となった。

(e) 補助費等については、東日本大震災への対応として、被災者住宅再建支援金事業を新設したことや、災害救助事業に要する経費を負担したこと、また、子宮頸がんワクチン接種促進事業が増加したことなどにより、前年度と比較して70億2,540万余円(2.0パーセント)増加し、3,589億4,435万余円となった。

(f) 積立金については、東日本大震災の復旧・復興経費の財源として、災害復興・地域再生基金を設置し、積立を行ったことなどにより、前年度と比較して86億4,875万余円(21.7パーセント)増加し、484億3,363万余円となった。

(g) 貸付金については、東日本大震災により被災した中小企業等の資金繰りを支援するため中小企業振興資金貸付金を増額したことにより、前年度と比較して305億526万余円(18.9パーセント)増加し、1,918億5,109万余円となった。

(h) 繰出金については、土地造成整備事業会計からの借入残金を一括返済したことなどにより、前年度と比較して131億5,553万余円(48.5パーセント)増加し、402億8,535万余円となった。

d 特別会計について

特別会計歳入総額は、前年度と比較して386億3,655万余円(5.5パーセント)減少し、6,696億9,847万余円、また、特別会計歳出総額は、前年度と比較して391億5,986万余円(5.6パーセント)減少し、6,612億1,836万余円となった。

この主な要因は、特別会計県債管理事業が減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して518万余円(0.9パーセント)増加し、6億124万余円となった。

(イ)意見

a 今後の財政運営について

平成23年度一般会計の決算は、東日本大震災に関連する歳入増、歳出増により、歳入が前年度比5.7パーセント増の1兆6,821億2,855万余円、歳出が前年度比5.5パーセント増の1兆6,647億5,465万余円となり、いずれも大幅な伸びとなった。

歳出において、東日本大震災からの復旧・復興のため多額の事業費を必要としたが、その他の経費の節減に努め、また、歳入において、県税が減少したものの、過去に積み立てていた公共施設整備基金などを廃止し、災害復興・地域再生基金を設置して対応したことなどにより、実質収支は56億8,761万余円の黒字を確保している。

なお、財政構造の弾力性を示す経常収支比率²⁾については、前年度の92.6パーセントから94.7パーセントになり、前年度比で2.1ポイント上昇しており、財政構造の硬直化が進んでいる状況である。

また、歳入全体に占める自主財源の比率は、自主財源である繰入金や諸収入の増加等により、前年度の56.8パーセントから57.6パーセントに0.8ポイント増加している。

これらの点を踏まえ、今後の財政運営においては、県内の経済情勢が依然として厳しい状況にある中で、歳出においては、公債費や社会保障関係経費などの義務的経費の増加が続き、厳しい財政状況が続くものと見込まれることから、今後も引き続き自主財源を中心とした歳入確保の取組を行い、また、歳出削減などの効率的な行財政運営に努めるとともに、計画的な財政の健全化に向けた取組を進められたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が336億8,891万余円と多額であり、また、不納欠損額が21億4,856万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。

税負担の公平性を保つためにも、徴収体制の充実・強化、課税客体的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、23億5,964万余円と多額であり、また、不納欠損額が1億9,052万余円であることから、「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針(平成24年1月27日)」に基づき、法的措置を含めた回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けて、全庁的な取組を一層推進し、収入の確保に努められたい。

(c) 県債については、建設地方債等の残高は平成17年度から減少しているものの、臨時財政対策債の多額の発行が続いていることから、県債残高は年々増加傾向にある。

今後とも後年度負担に配慮した県債の計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、厳しい財政状況の下でも、総合計画「輝け！ちば元気プラン」の総仕上げとして、「くらし満足度日本一」の千葉の実現に向けた事業を着実に推進していくほか、東日本大震災への対応も継続していく必要があることから、徹底した経費の節減を図ることはもちろん、歳出全般の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、全体で493億1,114万余円と多額であり、そのうち土木費が48.6パーセントに当たる239億4,268万余円となっている。

繰越額は、前年度と比較すると減少しているものの、東日本大震災に関連した災害復旧費の繰越などにより、依然として多額である。

歳出予算については、本来当該年度に執行することが原則であることから、繰越額の縮減に努められたい。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減を図ることはもとより、歳入予算に見合った計画的な予算執行を図ることに加え、特に貸付金・償還金等の収入未済の解消に努め、一般会計からの繰入金の縮減を図られたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理についても十分な監督・指導を行われたい。

g 事務費の不適正な経理処理について

平成23年度会計においては、不適正な経理処理は認められなかった。

今後も、職員にコンプライアンス意識を徹底させ、また、内部けん制体制を強化するなど、引き続き再発防止に向けた取組を行われたい。

なお、平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金については、依然として解消されていない。

残るプール金についても早急に返還されるよう引き続き粘り強く交渉されたい。

【用語の解説】

1) 臨時財政対策債

平成13年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

2) 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(ウ)改善又は留意すべき事項

a 改善すべき事項 2件

番号	項目	件数
1	知事部局、議会事務局及び各行政委員会における平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、依然として解消されていないことから、今後も引き続き再発防止に向けた取組を徹底することを求めたもの	1
2	収入未済に係るもの	1

b 留意すべき事項 12件

番号	項目	件数
1	収入未済に係るもの	12

2 公営企業管理者所管の会計

(1) 審査の対象

平成23年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

- 平成23年度 上水道事業会計
- 平成23年度 土地造成整備事業会計
- 平成23年度 工業用水道事業会計
- 平成23年度 病院事業会計

(2) 審査の手続

平成23年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第3条(経営の基本原則)の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、不適正な経理処理が行われていないかなどに主眼を置くとともに、一昨年4月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿、証拠書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された4事業の運営は、経営の基本原則の趣旨に従って行われており、決算書及び附属書類は、いずれもその計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。予算の執行については、一部に改善すべき事項等が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

なお、平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金は未だに解消されていないが、平成23年度においては、備消耗品費等に係る不適正な経理処理は認められなかった。

イ 審査の意見

(ア) 全事業会計共通事項

a 意見

- (a) 随意契約を始めとする入札・契約事務については、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、引き続き適正な執行に取り組まれない。
- (b) 東日本大震災に伴う公共施設等の復旧・復興に向けて、修繕費及び耐震補強工事等の新たな負担が生じることから、経費の節減等により財源の確保を図り、事業遂行に支障がないよう経営の健全化に努められたい。
- (c) 平成26年度予算・決算から適用される新地方公営企業会計制度の施行に向け、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、借入資本金の負債への計上や償却資産に係るみなし償却の廃止、退職給付引当金をはじめとする各種引当金の計上等の会計処理に遺漏のないよう準備されたい。

(d) 平成23年度会計においては、不適正な経理処理は認められなかった。今後も、職員にコンプライアンス意識を徹底させ、また、内部けん制体制を強化するなど、引き続き再発防止に向けた取組を行われたい。

なお、平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、一部は返還されているが、残るプール金についても早急に返還されるよう引き続き粘り強く交渉されたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の水道事業収益が711億4,180万余円で、営業費用等の水道事業費用が639億6,786万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が78億8,810万余円で、建設改良費等の資本的支出が392億5,957万余円となった。

次に、損益については、収益は678億779万余円、費用は616億796万余円で、純利益が前年度に比べ28億5,533万余円減の61億9,983万余円となった。

収益は、給水収益等の減少により前年度に比べ16億4,377万余円減少している。

一方、費用は、原水及び浄水費や配水費等の増加により前年度に比べ12億1,156万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ60億3,179万余円減の49億1,775万余円、有価証券は、前年度に比べ51億9,509万余円増の390億5,637万余円となった。

b 意見

(a) 平成23年度においては、当年度純利益61億9,983万余円を計上したものの、前年度と比較して28億5,533万余円減少していることから、「千葉県水道局中期経営計画2011(平成23年度～平成27年度)」を踏まえ、引き続き経営基盤の強化を図られたい。

(b) 布設後概ね40年以上経過した経年管増加延長が更新延長を大幅に上回る状況にあることから、優先順位を勘案し、5か年の整備計画に基づき、より効率的な管路整備を図られたい。

(c) 的確な水需要予測に基づき、各事業の必要性・採算性等について十分検討し、過大な投資とならないよう施設整備を図られたい。

(d) 未収金については、水道料金の口座振替による支払いを推進するなど、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、管理基準策定の検討など一層の債権回収強化、債権の適切な管理の徹底に取り組まれたい。

(e) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、将来負担の増加に備え企業債借入れ抑制の徹底など、更なる効果的な管理に努められたい。

(ウ)土地造成整備事業会計

a 決算の状況

土地造成整備事業会計における収益的収支決算額は、造成土地売却収益、造成宅地売却収益等の事業収益が194億2,557万余円で、造成土地売却原価、造成宅地売却原価等の事業費用が282億6,289万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計貸付金返還金等の資本的収入が206億9,235万余円で、工事費等の資本的支出が251億3,128万余円となった。

次に、損益については、収益は194億1,022万余円、費用は282億1,159万余円で、純損失は前年度に比べ4,259万余円減の88億137万余円となった。

収益は、造成宅地の売却収益の増加等により営業収益が増加したこと、引当金の取崩しのため特別利益が増加したこと等により、前年度に比べ46億4,697万余円増加している。

一方、費用は、売上原価の増加により営業費用が増加したこと等により、前年度に比べ46億438万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ150億3,349万余円増の320億3,302万余円、有価証券は前年度と比べ79億9,486万余円減の209億9,370万余円となった。

b 意見

(a) 土地造成整備事業を円滑に収束するため、次に掲げる事項について特に留意されたい。

事業収束に向けた具体的な取組について、平23年度に改定した「企業庁新経営戦略プラン」に従い、着実に実施されたい。

長期事業収支見直しについては、随時見直しを行い、事業収束時までの資金収支を的確に把握するなど、保有資金の確保に努められたい。

残余の資産及び負債を後継組織へ適正な評価で引き継ぐためにも、関係市町村への負担金を貸借対照表に計上するなど、財務諸表の作成に当たっては、より一層実態に沿うよう努められたい。

協定等に基づく負担金等については、市町村等の関係者と見直し協議を進め、その負担額の縮減に努めるとともに、早期に額の確定をされたい。

貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。

整備済みの公共施設等については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の節減に努められたい。

(b) 土地の分譲に当たっては、需要者のニーズに的確に対応するなど、一層の分譲促進に努められたい。

(c) 千葉ニュータウン事業に関して、企業庁は都市再生機構に比べ収入が過大となっていることから、両者間で是正措置を講じているが、その負担額を合理的に見積もるよう努め、財務諸表上に適切に反映させることが望まれる。

(d) 工事等の予算執行においては、関係各課との横断的な工程管理を適正に行うなど、繰越額及び不

用額の縮減に努められたい。

c 改善すべき事項

平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金については、県全体として、依然として解消されていない。については、今後も、引き続き再発防止に向けた取組を徹底すること。

(工)工業用水道事業会計

a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が132億7,271万余円で、浄配水費等の事業費用が108億7,502万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が34億3,709万余円で、企業債償還金等の資本的支出が91億1,573万余円となった。

次に、損益については、収益は126億5,049万余円、費用は103億7,539万余円で、純利益が前年度に比べ2,472万余円増の22億7,509万余円となった。

収益は、給水収益、負担金等が減少したことにより、前年度に比べ2億4,216万余円減少している。

一方、費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、資産減耗費等が減少したことにより、前年度に比べ2億6,689万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ3億1,260万余円減の56億5,046万余円、有価証券は前年度に比べ19億9,974万余円増の119億9,708万余円となった。

b 意見

(a) 近年、受水企業の廃止等による契約水量の減により収益が減少傾向にあること、また、建設仮勘定の精算に伴う減価償却費の増加等、費用の増加が見込まれることから、新規需要の開拓による料金収入の確保に努めるとともに、一層の維持管理コスト等の節減により、経営の健全化を推進されたい。

(b) 房総臨海地区工業用水道事業において、土地造成整備事業会計より337億1,333万余円の借入れがあるが、関係部局と積極的に協議を進め、適正に対応されたい。

(c) 老朽化した施設の更新については、「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン」に基づき策定された前期の中期経営計画(平成20年度～平成24年度)により、重要度、優先度を勘案しながら信頼性・安全性の高い施設の維持・管理に努められたい。

(オ)病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益などの病院事業収益が430億5,989万余円で、医業費用などの病院事業費用が419億2,068万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債などの資本的収入が44億5,595万余円で、建設改良費などの資本的支出が58億4,341万余円となった。

次に損益については、収益は430億1,704万余円、費用は418億8,472万余円で、純利益が11億3,231万余円となり、前年度に続き黒字を確保した。

また、累積欠損金は平成23年度末で256億6,373万余円となっている。

収益は、入院収益、外来収益及び負担金交付金が増加したことなどにより、前年度に比べ16億451万余円増加している。

一方、費用は、給与費、材料費及び経費が増加したことなどにより、前年度に比べ15億9,830万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ20億607万余円増の61億4,581万余円となった。

b 意見

(a) 平成23年度においては患者数の増加などにより収益が増加し、前年度に続き純利益を確保したが、新たに策定した「千葉県病院局中期経営計画(第3次)(平成24年度～平成28年度)」に基づき、一層の経営効率化・安定化を推し進め、目標を達成するよう努められたい。

(b) 未収金については、病院局作成の「未収金発生防止・未収金回収対策マニュアル」に基づき、滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、債権の適切な整理、制度管理の徹底に取り組まれたい。

(c) 患者負担の縮減や医療費抑制の観点から、ジェネリック薬品の使用について、より積極的に取り組まれたい。

(d) 各県立病院においては、平成23年度会計の定期監査の結果、指摘事項等が多く見受けられたことから、今後は、収入・支出の事務処理について書類のチェック体制を強化するなど、内部けん制が十分機能されるよう検討されたい。

c 改善すべき事項

平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金については、県全体として、依然として解消されていない。については、今後も、引き続き再発防止に向けた取組を徹底すること。

d 留意すべき事項

平成23年度決算において、純利益を計上したものの、依然として累積欠損金が25,663,737,458円と多額であることから、引き続き経営の健全化に取り組み、累積欠損金の解消に努めること。

基金運用状況審査

1 審査の実施状況

(1) 審査の対象

平成23年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

平成23年度 千葉県土地開発基金

平成23年度 千葉県美術品等取得基金

(2) 審査の手続

平成23年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨にそって適正で、かつ、効率的に行われているか、また計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

(3) 基金の運用状況

ア 土地開発基金

平成23年度末の基金現在高は、1,800,000,000 円で、その内訳は、貸付金 1,800,000,000 円である。

イ 美術品等取得基金

平成23年度末の基金現在高は、2,000,000,000 円で、その内訳は、現金 686,260,000 円、物品 1,313,740,000 円である。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認める。

(2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正に執行されていると認められる。

健全化判断比率等審査

1 健全化判断比率審査

(1) 審査の対象

平成23年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の手続

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成23年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	- %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	11.4 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	202.5 %	400.0 %	

イ 審査の意見

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

将来負担比率については202.5%であり、前年度(206.3%)と比べ3.8ポイント改善している。一方で、実質公債費比率(3か年平均を比率として用いる)については11.4%であり、前年度(11.2%)と比べ0.2ポイント上昇した。

なお、平成23年度の単年度で見ると、前年度の11.1%から11.4%と0.3ポイント上昇したことになる。

この結果、次の点に留意する必要がある。

平成23年度実質公債費比率が上昇した主な理由は、前年度に大量発行した臨時財政対策債の影響に

より、平成23年度から発生する地方債の準元利償還金の増加などである。

今後、健全な財政運営を図っていく上で、地方債の償還財源として地方交付税が措置されない退職手当債や建設地方債等の発行抑制に努め、後年度負担に十分配慮し計画的に対応するなど、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制に一層努められたい。

2 資金不足比率審査

(1) 審査の対象

平成23年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の手続

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	平成23年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 流域下水道事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 港湾整備事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地造成整備事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	- %	20.0 %

住民監査請求

1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第242条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

2 監査の結果

件名	結果の概要	備考
県議会議員に対する政務調査費の不適切な使用分の返還請求を求める請求に関する件	一部棄却、一部却下	平成23年5月20日受付 平成23年7月26日公表

外部監査

1 外部監査の概要

外部監査は、平成11年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、平成23年度は、2記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

2 包括外部監査人

公認会計士 岡田 三夫

3 包括外部監査のテーマ・監査対象

- (1) 監査テーマは、「千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について」とされた。
- (2) 監査対象は、教育庁企画管理部教育総務課、教育政策課、財務施設課、県立学校改革推進課、福利課、教育振興部生涯学習課、指導課、特別支援教育課、教職員課、学校安全保健課、文化財課、体育課、葛南教育事務所、南房総教育事務所、千葉県総合教育センター、千葉中学校、千葉高等学校、千葉工業高等学校、幕張総合高等学校、薬園台高等学校、市川工業高等学校、柏中央高等学校、佐倉高等学校、佐原高等学校、成東高等学校、千葉聾学校、つくし特別支援学校を対象として、監査が行われた。

4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報(平成24年4月3日第12701号)に掲載し公表した。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

(アドレス:<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>)

【資料】

1 平成23年度監査における監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	袴田 哲也	平成 20 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 31 日	常勤:代表監査委員
	千坂 正志	平成 22 年 4 月 1 日	-	非常勤 常勤(平成 24 年 4 月 2 日から): 代表監査委員 (平成 24 年 4 月 2 日から)
	藤代 政夫	平成 24 年 4 月 1 日	-	非常勤
議選委員	山口 登	平成 23 年 5 月 20 日	平成 24 年 7 月 6 日	非常勤
	竹内 圭司	平成 23 年 5 月 20 日	平成 24 年 7 月 6 日	非常勤
	吉本 充	平成 24 年 7 月 7 日	-	非常勤
	田中 信行	平成 24 年 7 月 7 日	-	非常勤

2 平成23年度監査計画

(平成23年7月15日決定)

千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、平成23年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本方針

平成23年度の監査は、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を上げていくかなど、より一層、県民の視点に立った監査を行うため、次の方針に基づき実施する。

- (1) 事務事業や予算の執行について、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証する。
- (2) 監査の実施に当たっては、外部監査及び行政監査の結果に留意するとともに、監査対象機関において内部けん制体制が十分機能しているか検証する。
- (3) 監査の実効性を確保するため、監査結果に基づく必要な改善措置が適切に講じられているか把握、確認する。
- (4) 監査結果等の情報をより分かりやすく公表する。

2 実施方針及び実施方法等

(1) 定期監査

ア 平成23年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業(地方自治法第199条第2項に規定する事務を含む。)について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、平成23年度は、普通会計及び公営企業会計それぞれ課題となっている次の事項(重点監査事項)に重点を置いて実施する。

(ア) 普通会計

適正な経理処理の徹底・浸透について

・需用費等の執行について

需用費について、物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、また、その他の支出科目についても、予算執行が適正に行われているかを確認する。さらに、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。

・内部けん制体制について

内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかなどについて検証する。

収入未済について

行政代執行負担金や各種貸付に係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

公共事業の執行について

公共事業の予算執行が適正に行われているか、工事の工程管理を適正に行うなどにより繰越額の縮減に努めているか、また、予算の繰越をする場合の手続は適正に行われているかを確認する。

(イ) 公営企業会計

適正な経理処理の徹底・浸透について

・備消耗品費等の執行について

備消耗品費等について、物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、また、その他の支出科目についても、予算執行が適正に行われているかを確認する。さらに、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。

・内部けん制体制について

内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかなどについて検証する。

契約事務について

工事及び委託事業において、入札や随意契約などの契約事務が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているかを確認する。

工事の執行について

工事の予算執行が適正に行われているか、工事の工程管理を適正に行うなどにより繰越額の縮減に努めているか、また、予算の繰越をする場合の手続は適正に行われているかを確認する。

ウ 監査対象機関は、平成23年4月1日現在の482機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区 分		監査対象 機 関 数	監 査 計 画 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普通 会計	本 庁	100	100		100
	出先機関	340	153	187	340
	計	440	253	187	440
公営 企業 会計	本 庁	16	16		16
	出先機関	26	19	7	26
	計	42	35	7	42
合 計	本 庁	116	116		116
	出先機関	366	172	194	366
	計	482	288	194	482

(注1)本庁各課(局・室)の監査は、委員全員により実施する。

(注2)出先機関の実地監査は、担当委員2名により実施する。

(注3)書面監査は、委員全員により実施する。

(2) 随時監査

ア 出先機関について、物品購入等の事務処理や管理が適正に行われているか、内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかを主眼として、実地により随時監査を実施する。

イ 監査対象機関は、平成23年度に書面監査による定期監査を予定している機関(194機関)のうち、平成21年度会計監査以降実地による監査が行われていない43機関とし、表2のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

また、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。

表2 実地監査計画

	監査対象 機 関 数	実地監査計画機関数		
		定期監査	随時監査	計
普通会計	440	253	43	296
公営企業会計	42	35	0	35
計	482	288	43	331

(3) 行政監査

ア 県の事務事業の執行について、合規性、正確性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の視点から監査を実施し、事務事業の改善に資するよう意見や提案を積極的に述べる。

イ 監査テーマ及び実施方法等

(ア) 監査テーマ

「試験研究機関における高額機器の導入及び活用状況について」

(イ) 監査の目的

試験研究機関の備品は高額なものが多いことから、その購入方法、管理方法、利用状況や機器の更新計画等について調査し、有効に活用されているか、管理が適切に行われているか、今後の機器購入(更新)計画は妥当かなどについて検証するとともに、併せて、試験研究機関における研究活動が効果的・効率的に行われているかなどについて監査する。

(ウ) 監査対象機関

衛生研究所、環境研究センター、産業支援技術研究所、農業総合研究センター
畜産総合研究センター、水産総合研究センター、がんセンター

(エ) 監査の方法

職員調査を実施した後、書面監査を実施する。

ウ イに定めるもののほか、監査委員が必要と認めるときは行政監査を実施する。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 平成22年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

出資法人については、消耗品費等による物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、その他の支出科目についても予算執行が適正に行われているを確認するとともに、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。また、県等からの受託の状況を把握し、それに基づく再委託契約が適正であるか確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資法人

県の補助金が3億円以上の私立高等学校

県の補助金が5千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く。)

県の委託料が5千万円以上の指定管理者(市町村及び出資法人を除く。)

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表3のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

表3 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	3 6	1 8	6	2 4
私立高等学校	2 2	2	6	8
その他の援助 (補助)団体	1 5	4	0	4
指定管理者	1 4	4	0	4
計	8 7	2 8	1 2	4 0

(注) 実地監査は担当委員2名により実施し、書面監査は委員全員により実施する。

(5) 例月出納検査

ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。

イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19特別会計及び37基金並びに公営企業管理者所管の4特別会計及び1基金とする。

ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回(12月)及び書面検査を年3回(6月、9月、2月)実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(6) 決算審査

ア 普通会計

平成23年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

平成23年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(7) 基金運用状況審査

ア 平成23年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

ア 平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査の終了後実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

3 監査結果のフォローアップ

(1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているか把握、確認するとともに、講じた措置については速やかな報告を求める。

(2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

4 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	平成 24 年 8 月
		公営企業会計	平成 24 年 7 月
	出先機関		平成 23 年 10 月～平成 24 年 7 月
随時監査		平成 23 年 12 月	平成 24 年 2 月
財政的援助団体等監査		平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月	平成 23 年 12 月、 平成 24 年 2 月・6 月
決算審査	普通会計	平成 24 年 8 月	平成 24 年 9 月
	公営企業会計	平成 24 年 7 月	
基金運用状況審査		平成 24 年 8 月	平成 24 年 9 月
健全化判断比率等審査		平成 24 年 8 月	平成 24 年 9 月
例月出納検査		毎月 25 日とし、当該日以外に 実施する必要がある場合は、 月間の監査計画で定める日	平成 23 年 12 月、 平成 24 年 2 月・6 月・9 月

(注 1) 報告は、県議会、知事及び関係委員会等に提出する。

(注 2) 決算審査結果は、知事に提出し、知事が決算とともに県議会に提出する。

5 監査結果等の公表

監査結果及び講じた措置等について、県報掲載により公表するとともに、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、わかりやすく情報提供を行う。

6 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査人の求めに応じ協力する。また、監査結果及び講じた措置の公表を行う。

7 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。

千葉県監査 - 平成23年度版 -

平成25年1月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町1 - 1 千葉県庁南庁舎6階

電話：043-223-3727 FAX：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>